久喜市情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月６日

久喜市長　黄志 信智

久喜市条例第２７号

久喜市情報公開条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

久喜市情報公開条例等の一部を改正する条例

（久喜市情報公開条例の一部改正）

第１条　久喜市情報公開条例（平成２２年久喜市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

附則に次の４項を加える。

（解散前の久喜宮代衛生組合から承継された情報の適用区分）

６　この条例は、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開条例（平成１４年久喜宮代衛生組合条例第９号）の適用を受けることとされていた情報について適用する。

（承継された解散前の情報の任意的な公開）

７　実施機関は、解散前の久喜宮代衛生組合から承継された情報で、この条例の適用を受けないものについて公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

８　第１７条の規定は、前項の規定による情報の公開について準用する。

（久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置）

９　久喜宮代衛生組合の解散の日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正）

第２条　久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成２２年久喜市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置）

３　久喜宮代衛生組合の解散の日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成１４年久喜宮代衛生組合条例第１２号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定

によりなされたものとみなす。

（久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第３条　久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年久喜市条例第４号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１条を加える。

（久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置）

第５条　久喜宮代衛生組合の解散の日までに、解散前の久喜宮代衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年久喜宮代衛生組合条例第２号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第４条　久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和５年久喜市条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１条を加える。

（久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置）

第３条　久喜宮代衛生組合の解散の日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和５年久喜宮代衛生組合条例第３号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。